

随 意 契 約 結 果 書

契 約 年 月 日	平成24年2月1日
契 約 業 者 名	(株)日立ビルシステム
契約業者の住所	香川県高松市寿町一丁目3番2号
工 事 の 名 称	平成23年度北備讃瀬戸大橋主塔エレベータ修繕工事
工 事 場 所	北備讃瀬戸大橋
工 事 種 別	保全施設工事
工 事 概 要	本工事は、北備讃瀬戸大橋主塔エレベータ(2P東西、3P東、計3基)の制御装置の交換を行うものである。
工 期 (自)	平成24年2月2日
工 期 (至)	平成25年1月31日
契 約 金 額	47,250,000円 (税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税抜き)	46,770,000円
随意契約の相手方の選定理由	<p>本工事は、北備讃瀬戸大橋主塔に設置されているエレベータの制御盤、電動機等を交換し試運転調整を実施するものである。当該エレベータの製作会社は(株)日立製作所であり、上記業者は、(株)日立製作所製のエレベータの設置、点検、検査、整備、修繕等を専門に実施する業者であり、国内の同様なエレベータの整備に多くの実績を有している。</p> <p>本工事を円滑、安全に履行するためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該エレベータの構造と機能を熟知していること。 ②当該エレベータを整備するための部品等の製作又は調達が可能であること。 ③当該エレベータの整備、試運転調整、検査等を実施するための専門知識、実務経験を有する技術者を配置できること。 ④当該エレベータの整備等で十分な安全対策が実施できること。 <p>以上の条件を満足することが必要であり、上記業者は、履行条件を満たし、本工事を円滑に履行できる唯一の業者である。</p> <p>従って、契約規程第4条第1項第1号及び契約事務細則第36条第1項第4号の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。</p>